

# 福利厚生事務の手引

## 改訂

令和3年8月

---



公立学校共済組合宮崎支部  
宮崎県教育庁財務福利課

## 9 3歳未満養育特例

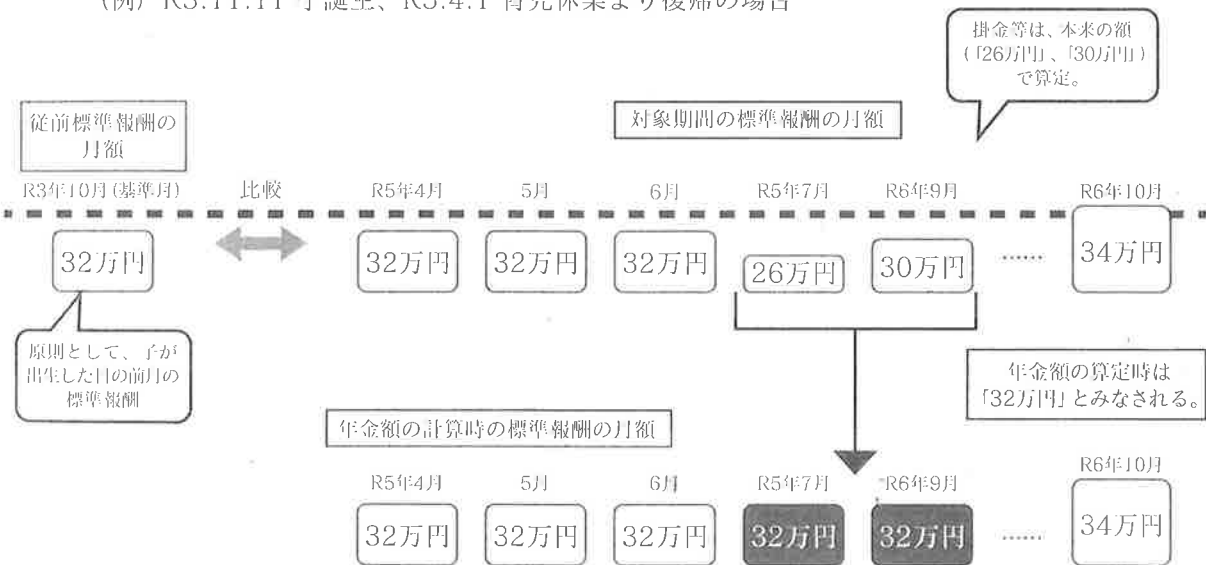
3歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であった者が、共済組合に申出をした時は、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）の標準報酬月額（従前標準報酬の月額）を下回る月については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬とみなして、厚生年金給付における平均標準報酬額及び退職等年金給付における給付算定基礎月の計算の基礎となる標準報酬の月額とみなします。この特例は育児休業終了時改定だけでなく定時決定や随時改定が行われた場合でも、当該決定・改定後の標準報酬月額が従前標準報酬の月額を下回っている場合に適用となります。

なお、この特例は、育児短時間勤務などの勤務形態の期間中、報酬が低くなったことにより将来の厚生年金保険給付や退職等年金給付が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額に対する適用ではありません。

また、この特例を適用するために追加の掛金（保険料）の負担は必要ありません。

### ◇ 特例の基本的な仕組み

(例) R3.11.11 子誕生、R5.4.1 育児休業より復帰の場合



#### [書類提出]

##### ア 特例開始時の提出書類

①「3歳未満の子を養育する旨の申出書」(記入例18ページ)

②戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書

(※コピー不可。提出日から遡って90日以内に発行されたものとする。)

当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができるもの。

③住民票

(※コピー不可。提出日から遡って90日以内に発行されたものとする。)

養育の特例を開始した日に養育することとなった子と同居していることが確認できるもの。

ただし、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」に「養育することとなった子の個人番号」の記載がある場合は省略できます。

④その他必要な書類

特別養子縁組の監護期間中の子等について申し出る場合は下記のとおりです。

	養育する子の生年月日	申出者との関係	養育することとなった日を証する書類
特別養子縁組の監護期間にある子	住民票		家庭裁判所が交付する事件係属証明書
養子縁組里親に委託されている要保護児童	住民票（又は児童相談所が交付する措置決定通知書）		児童相談所が交付する措置決定通知書

イ 特例終了時の提出書類

①「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」(様式集58ページ)

- ・ ※下記に該当する場合は提出が必要です。
- ・ 組合員が産前産後休業期間中の掛金の特例を受ける産前産後休業を開始したとき
- ・ 組合員が育児休業期間中の掛金の特例を受ける産前産後休業を開始したとき
- ・ 当該子以外の子について特例を受ける場合における当該子以外を養育することとなったとき
- ・ 組合員が子を養育しないこととなったとき(転勤等の事情により、1年程度以上の期間同居しなくなるときを含む)
- ・ 当該子が死亡したとき